

指定障害福祉サービス事業者等に対する指定取消処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者等である「株式会社フィオレット」が運営する「支援相談ブロッサム」（以下「ブロッサム」という。）及び「デイサービス アルビア」（以下「アルビア」という。）について、不正請求の疑いにより、監査を実施しました。

その結果、両事業所において、給付費を不正に請求し受領した事実等を確認しました。

このため、令和 8 年 6 月 25 日付けで、当該事業者に対し、ブロッサム及びアルビアについて、「指定取消」の行政処分を行いましたので、報告します。

記

I 開設法人

- (1) 名 称 株式会社フィオレット（代表取締役 滋井 彬浩）
- (2) 所 在 地 京都市中京区丸太町通新町西入大炊町 185 番 2 号

II 対象事業所 1

1 概要

- (1) 名 称 支援相談ブロッサム
- (2) 所 在 地 京都市西京区嵐山上海道町 66 番地 10 フェリーチェ嵐山 2 階
- (3) 指 定 日 平成 30 年 11 月 1 日
- (4) 管 理 者
- (5) サービスの種類 計画相談支援（児童福祉法に基づく障害児相談支援を併設）
- (6) 利用者数 237 名（令和 8 年 6 月時点）

【計画相談支援】

障害福祉サービスを利用する方からの相談に応じ、相談支援専門員が、サービス等利用計画の作成やサービス提供開始後のサービス利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）、他の障害福祉サービス事業者との連絡調整を行い、利用者にとって適切なサービス提供を支援する事業。

2 監査の実施結果

- (1) 監査に至る経過
相談支援専門員の資格のない者がモニタリングを実施していること等について通報があった。
- (2) 監査の実施
令和 8 年 4 月 10 日、当該事業所に対し、法第 51 条の 27 第 2 項の規定に基づく監査を実施し、以降、提出書類の確認、職員への聴取等の調査を実施した。
主な監査等経過は別紙のとおり。

(3) 監査で確認した事実

ア 不正請求（法第51条の29第2項第5号）

相談支援専門員として必要な要件を満たしていない人物に、相談支援専門員しか行えないサービス（サービス等利用計画の作成に関する業務等）を行わせ、当該サービスに係る計画相談支援給付費を不正に請求し、受領した（令和4年1月から令和8年3月まで）。

また、法人の代表者は、相談支援専門員に必要な実務経験期間を満たしていない人物について、要件を満たしているとする内容虚偽の書類を作成し、当該人物を令和8年2月1日から相談支援専門員に追加する変更届出書（令和8年2月3日付け）に当該内容虚偽の書類を添付し、本市に提出した。

【不正請求額 約1, 113万円】

イ 虚偽答弁（法第51条の29第2項第7号）

令和8年4月10日に実施した事業所への立入検査において、法人の代表者が従業員の勤務先について虚偽の答弁を行った。

3 行政処分の実施

(1) 処分内容

指定取消（令和8年7月1日効力発生）

(2) 処分理由

不正請求及び虚偽答弁（法第51条の29第2項第5号及び第7号に該当）

(3) 経済上の措置

法第8条第2項に基づき、本市に不正に請求していた計画相談支援給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求。なお、開設法人が破産手続開始の申立てを行ったことから、権利を早期に確定するため、先行して令和8年5月29日付けで、開設法人に対し、法に基づく加算金を含めた額の返還を求める通知を行っている。

請求額	15, 577, 660円
（不正請求額）	11, 126, 900円
（加算額）	4, 450, 760円

Ⅲ 対象事業所 2

1 概要

- (1) 名 称 デイサービス アルビア
- (2) 所 在 地 京都市北区上賀茂朝露ヶ原町 1 2 - 1 ラフォーレ上賀茂 1 階
- (3) 指 定 日 令和 3 年 5 月 1 3 日
- (4) 管 理 者
- (5) サービスの種類 生活介護
- (6) 利用者数 2 2 名（令和 8 年 6 月時点） ※定員 2 0 名

【生活介護】

主に昼間において、対象施設への通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う事業。

2 監査の実施結果

(1) 監査に至る経過

ブロッサムへの監査実施中に、株式会社フィオレットの別事業所においても、必要な実務経験期間を満たしているとする内容虚偽の書類を作成していないか確認したところ、アルビアにおいても同様の内容虚偽の疑いがある書類を発見した。

(2) 監査の実施

令和 8 年 5 月 1 5 日、法第 4 8 条第 1 項に基づく監査を実施し、以降、提出書類の確認、職員への聴取等の調査を実施した。

主な監査等経過は別紙のとおり。

(3) 監査で確認した事実

ア 不正の手段による指定（法第 5 0 条第 1 項第 9 号）

事業所指定を受けるための申請手続の際、サービス管理責任者として必要な実務経験期間を満たしていない人物をサービス管理責任者として配置するとして、当該人物に係る内容虚偽の実務経験証明書を申請書類に添付して提出し、当該事業所の指定を受けた。

イ 人員基準違反（法第 5 0 条第 1 項第 4 号）

必要な実務経験期間を満たしていない人物をサービス管理責任者として配置するとしてアのとおり事業所指定を受け、当該指定時（令和 3 年 5 月）から、サービス管理責任者として必要な実務経験を満たさない人物をサービス管理責任者として配置し、事業所を運営した。

ウ 不正請求（法第 5 0 条第 1 項第 6 号）

事業所指定の要件（サービス管理責任者の配置）を満たしていないにもかかわらず、介護給付費を請求し、受領した。（令和 3 年 5 月から令和 8 年 3 月まで）

【不正請求額 約 2 億 3, 4 3 3 万円】

3 行政処分の実施

(1) 処分内容

指定取消（令和8年7月1日効力発生）

(2) 処分理由

不正の手段による指定、人員基準違反及び不正請求（法第50条第1項第4号、第6号及び第9号に該当）

(3) 経済上の措置

法第8条第2項に基づき、本市に不正に請求していた介護給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求。なお、ブロッサムと同様、先行して令和8年5月29日付けで、開設法人に対し、法に基づく加算金を含めた額の返還を求める通知を行っている。

請求額	328,059,905円
(不正請求額)	234,328,504円
(加算額)	93,731,401円

IV 利用者への対応

事業所において、利用者に対し他事業所等への移行調整等を進め、ブロッサムにおいては引継ぎが完了しているが、アルビアにおいては一部の利用者について引き続き調整が必要な状況である。

引き続き調整を要する利用者については、区役所・支所保健福祉センターが継続的なサービス利用に向けて関与し、居宅介護等や短期入所を含めた他のサービスも活用しながら、日常生活への影響ができる限り小さくなるよう対応を進めている。

V 今後の取組

今回の事案を受け、このような不正請求を防ぐ取組を進めていく。

- 1 障害福祉サービスの全事業所に対して、処分内容について周知するとともに、今一度、必要な人員体制の確保をはじめ、法令を遵守し適切に事業所運営を行うよう強く注意喚起した。
- 2 国に対して、サービス管理責任者等として必要な実務経験期間を厳格に確認できるよう、事業所での実務経験を確認する書類として、事業所指定申請時の提出書類の追加等の見直しを行うことや、不正に対処するために、事業所指定や監査を行うにあたり、必要な情報を得るための関係先への調査権限の付与など、指定障害福祉サービス事業者制度の改善に関する要望を行う。
- 3 国への要望に加えて、本市独自の取組として、サービス管理責任者等の実務経験の確認を強化するため、年金加入記録を確認するために必要な書類を、提出するよう求めることとする。
- 4 毎年度実施している事業者に対する集団指導において、不正請求対策の周知を強化し、今回の事案と行政処分の内容等を全事業者に周知し、不正請求には厳正に対処する旨をしっかりと伝えていく。
- 5 引き続き、障害福祉サービス事業所に赴いて定期的を実施している運営指導においても、今回の処分内容について周知するとともに、サービス管理責任者や相談支援専門員の適切な人員配置はもとより、実務経験年数の不足したサービス管理責任者等を配置したことによる不正請求に対しては厳格に対応することについて注意喚起を行っていく。

<主な監査等経過>

I 支援相談ブロッサム

- 1 令和7年9月8日
相談支援専門員の資格のない従事者が単独でモニタリングを実施し、資格のある相談支援専門員の名前で偽ってモニタリング報告書を作成していることなど、不正に係る通報があった。
(以降、事業所に関する情報収集や、通報内容の事実精査など、法人の代表者や管理者等への聞き取りを行うための調査を実施した。)
- 2 令和8年1月28日
法人の代表者を呼び出し、当該事業所における法令遵守の取組状況や、法人の体制、事業所の運営などを確認するため、業務管理体制の検査として聞き取りを実施した。
- 3 令和8年2月25日
当該事業所の管理者を呼び出し、法人の代表者と同様に、業務管理体制の検査を実施した。
- 4 令和8年3月5日
業務管理体制の検査における聞き取り内容等を確認するため、当該事業所に運営指導を実施し、職員の勤務体制や支援業務の流れ、利用者支援記録等を確認した。
(以降、通報者から不正内容がわかる挙証資料の提出があり、内容の調査を行った。)
- 5 令和8年4月10日
当該事業所に無通告による監査を実施。法人の代表者及び管理者に対し、不正内容が分かる挙証資料を提示したうえ追及したところ、相談支援専門員でない者に相談支援専門員しか行えないモニタリングを単独で行わせ、当該サービス提供に関する計画相談支援給付費を不正に請求し、受領したことを認めた。
- 6 令和8年4月30日
相談支援専門員の資格がなく、単独でモニタリングを実施していた職員に聴取したところ、本人も不正を認めた。また、同じ聴取の中で、相談支援専門員に必要な実務経験期間を満たしていないにもかかわらず、要件を満たしているとする内容虚偽の書類(実務経験証明書)が作成され、本市に届出された疑いが生じた。
- 7 令和8年5月14日
本市に届出されている相談支援専門員の実務経験証明書を発行した法人(株式会社フィオレットとは異なる)の代表者への聴取を実施。当該代表者から、そのような人物は勤めていなかったし、当該証明書は発行した記憶はないとの証言を得た。
- 8 令和8年5月19日
法人の代表者を呼び出し、相談支援専門員に関する聴取を実施し、法人の代表者に対し、虚偽の実務経験証明書等の挙証資料を提示し追及したところ、不正を認めた。

Ⅱ デイサービス アルビア

1 令和8年4月30日

ブロッサムへの監査中に、相談支援専門員に必要な実務経験期間を満たしていない人物について、要件を満たしているとする内容虚偽の書類が作成され、相談支援専門員として届出された疑いが生じたため、株式会社フィオレットの別事業所においても、同様の書類を作成していないか確認を行った。

その結果、アルビアにおいても、サービス管理責任者として必要な実務経験期間を満たしていない人物について、要件を満たしているとする内容虚偽の書類を作成した疑いが生じた。

2 令和8年5月14日

本市に届出されているアルビアの事業所指定当時のサービス管理責任者の実務経験証明書を発行した法人（株式会社フィオレットとは異なる）の代表者への聴取を実施。当該代表者から、そのような人物は勤めていなかったし、当該証明書は発行した記憶はないとの証言を得た。

3 令和8年5月15日

当該事業所に無通告による監査を実施。管理者（指定当時からのサービス管理責任者）に対し、サービス管理責任者として必要な実務経験期間を満たしていないにもかかわらず、要件を満たしているとする虚偽の実務経験証明書等の挙証資料を提示したうえ追及したところ、不正を認めた。

4 令和8年5月19日

法人の代表者を呼び出し、サービス管理責任者に関する聴取を実施。法人の代表者に対し、虚偽の実務経験証明書等の挙証資料を提示し追及したところ、不正を認めた。